

一般廃棄物処分業許可証

住所 東京都千代田区永田町2丁目4-3 永田町ビル9階

氏名 株式会社アルフォ

代表取締役 熊木 浩

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第58条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

平成29年6月16日

大田区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 西川 太一郎

記



- 1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ
- 2 処分(最終処分を除く。) 処分(最終処分を除く。)
最終処分の区別
- 3 処分の方法 乾燥処理 メタン発酵
- 4 処理施設等の種類、数量、設置場所及び処理能力
城南島飼料化センター 大田区城南島3丁目3-2
(乾燥処理 140 t/日)
城南島第2飼料化センター 大田区城南島3丁目2-10
(乾燥処理 140 t/日) (メタン発酵 30 t/日)
- 5 処分先
東京臨海リサイクルパワー(株) (株)東京クリアセンター
東武商事(株) JFE環境(株)川崎エコクリーン
宇部興産(株) (株)サニックス真岡工場
JFE環境(株)横浜エコクリーン (株)シンシア
JFE環境(株)扇島工場 (株)ビー・アール・クリエイト
栃木ハイトラスト(株) 東北油化工業(株)
(株)クレハ環境 (株)サニックス袖ヶ浦工場

6 許可期間 平成28年3月1日 から
平成30年2月28日 まで

7 許可の条件
作業にあつては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。

1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として(訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

本許可証写しは情報公開用の物であり、その他の目的による利用は禁ずる。

株式会社アルフォ